

内閣府、総務省、法務省、

○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第四号
経済産業省、国土交通省

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行に伴い、疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後

疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(申請等の指定)

第二条 この規則において、情報通信技術活用法第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、法第八条第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）とする。

(届出において名称を明らかにする措置)

第五条 施行規則第二十五条第一項の規定に基づく届出においてすべきこととされている署名等に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三条第二項の規定により通知された識別符号を行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。

改正前

疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(申請等の指定)

第二条 この規則において、情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、法第八条第一項の規定による届出（以下「疑わしい取引の届出」という。）とする。

(届出において名称を明らかにする措置)

第五条 施行規則第二十五条第一項の規定に基づく届出においてすべきこととされている署名等に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三条第二項の規定により通知された識別符号を行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から入力することをいう。

附 則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。